D　出発の際の書類

2.12　標準規定

公的機関は、標準規定1.3の三に定める移行期間が満了するまでは、船舶の出港に関し、各書類について次の部数を超える部数を要求してはならない。

一般申告書　五部
貨物申告書　四部
船用品申告書　三部
乗組員名簿　二部
旅客名簿　二部
危険物積荷目録　一部

移行期間が満了した後は、不可抗力により電子送信の手段を利用することができない場合を除くほか、書面の写しを要求してはならない。

2.12.1　標準規定

船舶の港への到着の際に申告の対象となった貨物であって、当該船舶に引き続き積載されているものについては、当該船舶の出港の際に新たな貨物申告書を要求してはならない。

2.12.2　勧告規定

船舶の港への到着の際に申告の対象となった船用品及びその港において積み込まれた船用品であって、申告のためにその港で提出された他の税関書類の対象となったものについては、当該船舶の出港の際に新たに船用品申告書を要求すべきでない。

2.12.3　標準規定

公的機関は、船舶の港からの出港の際に乗組員に関する情報を要求する場合には、当該船舶が当該港へ到着する際に提出された乗組員名簿の写し一部を受理する。ただし、当該名簿が、船長又は船長から正当に委任を受けた職員によって再び署名されていること及び船舶の出港の際の乗組員の数若しくは構成の変更を示すため又は当該船舶がその港に停泊している間にこのような変更が生じなかったことを示すために裏書され、又は関係する公的機関が認める方法によって認証されていることを条件とする。

2.13　削除

E　同じ国の二以上の港への連続する寄港

2.14　標準規定

船舶が一の国の領域内の最初の寄港地に到着した際に行われた手続を考慮し、船舶所有者は、当該一の国の公的機関に要求される情報を一回提出する義務のみを負う。当該公的機関が当該一の国の別の港において要求する手続及び書類については、当該船舶が途中で他の国の港に寄港することなく、当該一の国の別の港に寄港する場合には、最小限にとどめる。

F　書類への記入

2.15　勧告規定

公的機関は、要求するデータが提供される言語のいかんを問わず、この附属書に規定する書類（標準規定3.7に関するものを除く。）を可能な限り受理すべきである。ただし、公的機関は、必要と認めるときは、自国又は機関のいずれかの公用語への書面による翻訳又は口頭による通訳を要求することができる。

2.16　標準規定

公的機関が書面による書類の提出を要求する場合には、当該公的機関は、判読が可能であり、かつ、理解し易い媒体によって提出される書類（インキ又は消えない鉛筆で手書きした書類又は情報技術を用いて作成した書類を含む。）を受理する。

2.16.1　標準規定

公的機関は、署名を要求する場合には、国内法令に抵触しない限り、手書き、ファクシミリ、せん孔、スタンプ、記号又は他の機械的若しくは電子的手段による署名を認める。書面以外の媒体で提出される情報の認証については、関係する公的機関が認め、かつ、関係当事者（居住のいかんを問わない。）による情報の電子的な提出を簡易化する方法により行う。

2.17　標準規定

船舶の到着、荷揚げ又は通過が予定される港が属する国の公的機関は、船舶又はその貨物、船用品、旅客若しくは乗組員に関するいずれかの書類であってこの節に規定するものが当該国の在外における代表によって認証され、確認され、証明され、又は事前に取り扱われることを要求してはならない。このことは、査証又は同様の目的のために旅客又は乗組員の旅券その他の身分証明書の提示を要求することを妨げるものとみなしてはならない。

G　書類上の誤り及びそれに対する制裁並びに書類の修正

2.18　標準規定

公的機関は、この附属書に規定する書類上の誤りが不注意によるものであり、かつ、重大なものではなく、繰り返しの不注意によるものではなく、及び法令に違反する意図をもって行われたものではないことを確認した場合には、船舶を遅滞させることなく、当該書類上の誤りを訂正することを認める。ただし、書類の審査が終了する前に当該書類上の誤りが発見され、及び訂正が遅滞なく行われることを条件とする。

2.19　標準規定

公的機関は、この附属書の付録一に規定するところにより送付されたデータであって、船舶所有者若しくは船長により、又はそれらの名において署名され、又は認証されたものに誤りが発見された場合には、当該書類上の誤りが不注意によるものであり、かつ、重大なものではなく、繰り返しの不注意によるものではなく、及び寄港国の法令に違反する意図をもって行われたものではないことを確認するための機会を与えるまでは、制裁を課してはならない。

2.19の二　標準規定

公的機関は、適用可能な法令に従い、既に提出された情報の修正を認める。

H　傷病を負った乗組員、旅客、海上において救助された者その他の者を緊急の治療のために上陸させる目的で寄港する船舶のための特別な簡易化措置

2.20　標準規定

公的機関は、船舶が傷病を負った乗組員、旅客、海上において救助された者その他の者を緊急の治療のために上陸させることのみを目的として寄港しようとする場合には、船長が当該公的機関に対し、その傷病について並びに傷病者の身元関係事項について可能な最大限度の詳細を付して、寄港の意図を可能な限り通報することを確保するため、船舶所有者の協力を求める。

2.21　標準規定

公的機関は、傷病者を迅速に上陸させ、かつ、船舶を遅滞なく出発させるために必要な書類及び手続について、船舶の到着の前に、いかなる場合にも利用可能な最も速い手段により、船長に通報する。